

当社による労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和8年3月31日現在。

事業所名称	株式会社エスクルー
事業所所在地	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10－33
①派遣労働者の人数	2名
②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	1社
③労働者派遣に関する料金の額の平均金額 （1日あたり）	39,475円
④派遣労働者の賃金の額の平均額 （1日あたり）	15,795円
⑤マージン率等の情報公開	60%
※(3-4)÷3 小数点第2以下を四捨五入	

⑥法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの有無

- ・ 労使協定を締結している
（協定書の有効期間：2027 年 3 月 31 日）
- ・ 対象となる派遣労働者の範囲
（期間を定めないで雇用される派遣労働者）

⑦派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- キャリア・コンサルティングの相談窓口
（担当：伊藤正則）
- 教育訓練
 - ・ 新入社員研修

⑧マージンに含まれるもの

- ・ 福利厚生費
雇用主が負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険の保険料
- ・ その他費用
有給休暇取得費用、健康診断費用、教育訓練費用、募集採用費用、
研修費用、労務管理費、事務所費、光熱費、営業利益